

令和5年度 第1回議事録

井原市農業委員会

令和5年4月5日（水）

1 招集日時 令和5年4月5日(水) 午後3時00分

2 開会日時 令和5年4月5日(水) 午後3時05分

3 閉会日時 令和5年4月5日(水) 午後5時00分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏名	出欠等の別	議席 番号	氏名	出欠等の別
1	欠員		9	佐能直樹	欠席
2	早川康史	出席	10	田中敏子	出席
3	田中昭和	〃	11	川上茂	〃
4	山岡宏子	〃	12	三村多美子	欠席
5	石井昭子	〃	13	簀戸利昭	出席
6	澤木功	〃	14	佐藤千恵子	〃
7	金澤憲男	〃	15	森永忠義	〃
8	欠員		16	上野博幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏名	出欠等の別	担当 区域	氏名	出欠等の別
1	佐藤尚孝	出席	4	三宅勝志	出席
1	谷本悦久	〃	4	山本哲章	〃
2	斎藤俊二	〃	5	川上新太郎	〃
3	植田隆志	〃	5	川上哲雄	〃
3	黒木敬之介	〃	5	三宅英夫	〃

7 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
理事	岡本健治	主任主事	高村亮
局長	中山浩一	主事	端本春輝
次長	吉山慎一	主事補	吉田真一
主任主事	河合健祐		

	氏名		氏名
傍聴人			

8 提出議案

議案番号	議 題
議案第1号	農地法第3条許可申請について
議案第2号	農地法第4条・第5条許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画の同意について
議案第4号	井原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について
議案第5号	「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について
議案第6号	市民農園区域指定変更に係る意見について

9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第1号	農地法第3条許可申請について	許可
議案第2号	農地法第4条・第5条許可申請について	許可
議案第3号	農用地利用集積計画の同意について	同意
議案第4号	井原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について	承認
議案第5号	「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について	承認
議案第6号	市民農園区域指定変更に係る意見について	意見無し

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	16番	上 野 博 幸
井原市農業委員会委員	2番	早 川 康 文

11 議事経過の概要

次のとおり

第 1 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 5 年 4 月 5 日 午後 3 時 05 分、会長が第 1 回 農業委員会の開会を宣した。

会 長 皆さまこんにちは。桜が満開となっております。先週、私もお花見をしましたが、これから桜の時期が終わると木々の緑がだんだんと濃くなっていきます。我々農業者にとっては木々の緑が濃くなっていくということは、農作業の時期ということです。既に美星のほうでは田植えの準備に入っておられるようでございます。水不足で池の水も若干減っているようですが、この雨で水量が元に戻り田植えができれば良いなと思っております。これからの繁忙期には健康な体で作業に励みましょう。

新年度を迎え、企業で働く人にとっては、賃金のベースアップという話も聞こえてきます。しかし、農業を営む者には誰もベースアップをしてあげようとは言ってくれません。自分でしっかり働いて稼ぐということしかできません。多少の助けとえば、年金が 1.9%ほど上がるということです。大した足しにはならないかもしれませんが、気分的には悪い気はしません。

話は変わりますが、JA に確認したところ肥料支援の説明会を田植え前に開くということであります。しっかりと内容を確認して、もらえるものはもらうように皆さん努力をしましょう。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、16 番席の上野博幸委員、2 番席の早川康史委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。本日は、農業委員は 9 番席佐能直樹委員、12 番席三村多美子委員が欠席、推進委員は全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 2 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 3 号農用地利用集積計画の同意について、議案第 4 号井原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、議案第 5 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」について、議案第 6 号市民農園区域指定変更に係る意見について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしくお願ひします。

なお、事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するようにお願ひします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 今月の議案第 1 号農地法第 3 条許可申請は 3 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所は●●●●のすぐ東側に位置しております。先日、譲受人の妹さんにお話を伺いました。譲渡人と譲受人は親子関係です。現況は畑として利用しており、現地を確認した際もネギやソラマメなどが植えられていました。今後も野菜を作っていくということで、何ら問題はないと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。申請地の場所は●●の小学校から50mほど●●側に位置します。譲渡人の実家が譲受人の隣という関係にあります。譲渡人は●●市に住んでいるため自分では管理できないということで、譲受人に話をしたところ、両者で話がまとまり今回の申請となりました。問題はないかと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。4月2日に譲受人とお会いして話を聞きました。申請地の場所は●●●●から1kmほど東にあります。譲受人と譲渡人の母親が同じ自治会ということでご近所に住まわれていますが、譲渡人の母親が高齢のため、自分が住んでいる●●市と一緒にいくことになったということです。今後の農地の管理ができなくなるということで、譲受人に話をしたところ、まとまったため今回の申請となりました。特に問題はありません。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第2号農地法第4条・第5条許可申請についてを議題とします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 今月の議案第2号農地法第4条許可申請は1件、第5条許可申請は7件で、所有権の移転に関するものが7件です。それでは、1番について説明いたします。

1番の第5条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地を譲り受け、自己所有の隣接地と合わせて分譲宅地5区画を整備し、販売するものです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●代理 ●番席の●●です。3月27日に会長、●●委員、事務局2名と私の5名で現地確認を行いました。申請地は●●●●のすぐ近くで、●●●●も見えていました。申請地の地目は田ですが、現地確認時は既に埋められ一部が畑として利用されておりました。田から畑に埋めるのも農地改良届が必要なはずですが、この場所は農地改良届が出ていたのか事務局にお聞きします。

また、申請地の端は残土置場のようにもなっていました。農業委員会としては後から始末書を出せば良いと思われてもいけないので、農地パトロールをした際はどうだったのか地元委員の方にお聞きしたいです。

会長 地元委員の意見の後に、事務局からお願いします。

●●委員 推進委員の●●です。農地パトロールをした際は、畑として利用されており、残土はなかったと記憶しています。転用に関しては周辺農地に影響はないと考えています。

事務局 申請地は農地改良届が提出されておられません。しかしながら、農地改良届は農地法で定められたものではなく、届出のお願いをしているということになります。

会長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

●●委員 ●●代理の言うように始末書を後から提出すれば良いわけではないというのはその通りだと思います。しかし、申請地は3種農地であり、転用自体に問題はないと思うため、始末書の提出を条件に許可をしてはどうでしょうか。

会長 ●●委員からこのような意見がありました。皆さんからは何かありますか。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは始末書の提出を条件に許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は運送会社を経営しており、申請地の隣地に露天駐車場
を兼ねる資材置場を整備しているが、不足していることから、申請地を譲り受
けて露天資材置場を拡張するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●代理 ●番席の●●です。申請地の場所は●●●●の前の道を南に進み、●●●●
付近にあります。雨水は自然浸透及び既存の側溝に排水するというので、別
に問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。周りに影響を受ける農地はないため問題はないと考
えています。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、こ
の件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の譲受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、手狭になったため、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●代理 ●番席の●●です。場所は●●線の南側で、付近に●●●●や●●●●があります。申請地は1枚の田を3つに分けた真ん中で排水路がないため新たに既存暗渠に繋げるということで、生活排水も公共下水道に排水するという事です。周辺は住宅も増えており、周辺農地には影響はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地の南隣は先月の委員会で許可をした案件になります。当番委員の説明のとおり排水経路も確保されているため問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

- 委 員 異議無しの声あり
- 会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 4番の第5条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地を譲り受けて分譲宅地6区画を整備し、販売するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。
- 代理 ●番席の●●です。場所は住宅地に囲まれており、●●の近くに位置します。50cmほどかさ上げをするということです。側溝が全くないということで新設する計画ということですが、どちらに側に水を抜くのかは地元委員の方に説明していただければと思います。排水経路さえしっかりしていれば問題はないかと思えます。
- 会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。
- 委員 推進委員の●●です。周辺農地に影響はないという確認はしておりますが、排水経路については確認できておりません。●●の水利組合としても問題はないということですので、転用自体の問題はないかと思えます。排水経路については農業委員会で審議されるべきものなのか、事務局はどのように考えていますか。
- 事 務 局 まず、雨水の排水方向につきましては、新設水路を通過して南側に水を抜き、川に流入するように計画されています。排水経路については、この案件は開発協議も提出されているため、そちらで判断されるものと考えています。
- 委員 あくまで、この場では農地法として許可できる案件かどうかを判断すれば良いと思います。
- 会 長 この件について、他に質問や意見がありますか。
- 委 員 無しの声あり
- 会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議

ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番の第5条の譲受人有限会社●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は電気通信設備業を営む会社で、申請地の隣地に事務所を構え、駐車場及び資材置場を整備しているが、事業拡大に向けて、申請地を譲り受け、露天駐車場及び露天資材置場を拡張するものです。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●の南に位置します。この申請地の東側に排水路があり、農地もありますが転用による影響はないと思います。

会長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地の東側は畑として利用されていますが、影響はないため問題はないと思います。

会長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、6番と7番については関連案件ですから、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局 6番7番の第5条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、譲受人は申請地の隣地で工場を経営しており、現在の駐車場に工場を新設する計画となったことから、代替地として申請地を譲り受け、露天駐車場を整備するものです。

なお、番号6は転用面積が3,000平方メートル以上のため、県諮問案件となります。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。敷地拡張ということで、この場所でなければならず、排水経路も整っているため、問題はないと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。今の駐車場に工場を建てるということで、工事は5月から始まるようです。この申請地の駐車場が完成するまでは近隣を借りているということです。当番委員の説明のとおり、排水経路も整っており問題はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは6番は転用面積が3,000平方メートル以上のため、許可意見として

岡山県農業会議に諮問し、許可を適当とする答申があった場合は、許可処分を行うこととし、7番は許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、6番は許可意見として諮問し、7番は許可として決定いたします。
続きまして、8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番の第4条の申請人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は申請地の隣地でイチゴを栽培しており、農作業の効率化を図るため出荷作業場を整備するものです。また、農業用資材が増えて保管場所が不足することから、露天農業用資材置場を合わせて整備するものです。
なお、令和4年3月頃に農業用作業場兼資材置場を整備してしまったため、始末書が提出されています。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●線沿いにあります。隣で栽培しているイチゴを出荷するための作業場ということで、排水経路も南北に整備されていました。始末書も出ており致し方ないかと思えます。

会長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。始末書が提出されているため、本人に経緯の聞き取りを行ったところ、あまり大きくないため許可は不要と思っていたということでした。認識の誤っていたところを指導しましたが、始末書も出ておりますし、仕方がないかと思えます。

会長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

会 長 続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。

会 長 事務局から説明願います。

事 務 局 令和5年4月12日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。
以上です。ご審議の程、よろしく願います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。

会 長 続きまして、議案第4号井原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号井原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について朗読説明。
主な改正点については、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い地域計画を各市で定める必要が生じたことによる基本的な考え方や文言の修正、井原市21世

紀農業経営基本構想に基づき目標年度を変更したことに伴う目標数値の変更です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、質問を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。新規参入の促進目標について、個人 21 人、法人 1 法人となっているが、これは累計ではなく 1 年間あたりの目標ということですか。

事務局 その通りです。令和 4 年度の実績が個人 21 人、法人 1 法人のため、それを継続していきたいということでございます。

●●委員 ●番席の●●です。新規参入者の井原・芳井・美星の内訳を教えてください。

事務局 資料の持ち合わせがないため、後日皆様に回答させていただきます。

佐藤委員 よろしく願いします。

会 長 そのほかに質問はございませんか。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは承認と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり。

会 長 異議なしと認め、承認として決定いたします。
続きまして、議案第 5 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、質問を求めます。

- 委員 無しの声あり
- 会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。
- 委員 異議無しの声あり
- 会長 それでは承認と決定してよろしいか。
- 委員 異議無しの声あり。
- 会長 異議なしと認め、承認として決定いたします。
続きまして、議案第6号市民農園区域指定変更に係る意見についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第6号市民農園区域指定変更に係る意見について朗読説明。
上程理由は、土地所有者である●●●●から市民農園の区域指定を一部解除したい旨の申し出があったことから、区域指定変更についての意見を井原市より求められたためです。ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 会長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。
- 代理 ●番席の●●です。市民農園法に規定される、農園の規模や周辺農地に影響を及ぼさないこと、用水の確保状況という観点からみると、農園の規模や周辺農地への影響は問題ないと考えます。また、用水の確保についてですが、こちらにも代替施設が周辺に存在するため特に問題はありません。
- 会長 この件について、質問を求めます。
- 委員 無しの声あり
- 会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。
- 委員 異議無しの声あり
- 会長 それでは意見無しと決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり。

会長 異議なしと認め、意見無しとして決定いたします。

以上をもちまして、本日提案されました6件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午後5時00分